

塗装システムの承認に係る適合証を発給する第三者機関として認定する第三者機関等

改正後	現行
<p>海水バラスト専用タンク等の塗装システムの承認に係る適合証を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則</p> <p>1. 目的</p> <p>本規則は、船舶検査の方法（平成9年6月16日付海検第40号）B編1.2.4.1-1(2)に定める海水バラスト専用タンク等の塗装システム（以下、「塗装システム」という。）の承認に係る適合証を発給する第三者機関として認定（以下、「認定」という。）するための要件及び認定に係る手続き等を定めたものである。</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>5. その他</p> <p>(1) 報告徴収及び立入検査</p> <p>検査測度課長は、必要がある<u>と認めるときは</u>、認定を受けた者に対し、認定に関する<u>ことについて</u>、報告を求め又は船舶検査官等に関係する事業所に立ち入らせることができる。</p> <p>(2) 試験への立会い</p> <p>検査測度課長は、<u>必要がある</u>と認めるときは、船舶検査官等に塗装システムの承認試験に立ち会わせることができる。</p> <p>第一号様式</p>	<p>塗装システムの承認に係る適合証を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則</p> <p>1. 目的</p> <p>本規則は、船舶検査の方法（平成9年6月16日付海検第40号）B編1.2.4-1(2)に定める塗装システムの承認に係る適合証を発給する第三者機関として認定（以下、単に認定という。）するための要件及び認定に係る手続き等を定めたものである。</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>5. その他</p> <p>(1) 報告徴収及び立入検査</p> <p>検査測度課長は必要<u>なときは</u>、認定を受けた者に対し、認定に関する<u>ことについて</u>、報告を求め又は船舶検査官等に関係する事業所に立ち入らせることができる。</p> <p>(2) 試験への立会い</p> <p>検査測度課長は必要<u>なときは</u>、塗装システムの承認試験に船舶検査官等を立ち会わせる<u>ことを求めることができる</u>。</p> <p>第一号様式</p>

<p>海水バラスト専用タンク等の塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定を受けるための申請書</p> <p>「塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則」(日付、文書番号)に基づき海水バラスト専用タンク等の塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定を受けたいので、同規則3.(1)の規定に従い申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 海水バラスト専用タンク等の塗装システムの承認に係る主たる試験を実施する事業所の住所 (1. と異なる場合のみ) 3. (略) <p>第二号様式</p> <p>海水バラスト専用タンク等の塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関としての認定書</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 海水バラスト専用タンク等の塗装システムの承認に係る主たる試験を実施する事業所の住所 (1. と異なる場合のみ) 	<p>塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定を受けるための申請書</p> <p>「塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則」(日付、文書番号)に基づき塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定を受けたいので、同規則3.(1)の規定に従い申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 塗装システムの承認に係る主たる試験を実施する事業所の住所 (1. と異なる場合のみ) 3. (略) <p>第二号様式</p> <p>塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関としての認定書</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 塗装システムの承認に係る主たる試験を実施する事業所の住所 (1. と異なる場合のみ)
--	---

3. (略)

3. (略)